

## 市外へお引越しされる方へ

～「転出」届を出された方へ～



倉敷市市民生活部市民課  
令和6年12月1日作成

## ● 市民課窓口での手続き

必要 ☑	手続きの種類	窓口 (本庁)	問い合わせ先 (本庁の担当課)	手続き内容 (持ち物など)
	住民異動届「転出」	4番 (1階)	市民課 窓口係 (086)426-3265	窓口で申請、またはマイナンバーカードで電子申請
	国民年金	7番 (1階)	市民課 国民年金係 (086)426-3291	【海外へ転出する、国民年金加入中の方のみ】 任意加入または喪失手続きを

## ● その他窓口での主な手続き [転出]

☑	手続きの種類	窓口	問い合わせ先	手続き内容
保険	国民健康保険	8番 (1階)	国民健康保険課 (086)426-3282	被保険者証(資格確認書)等の返却のみ ※下記に該当する方は申出を 【学生】、【施設・病院等に住民票を移す】 引き続き倉敷市の国民健康保険に加入できる 場合あり(申請が必要)
高齢者	後期高齢者医療	9番 (1階)	医療給付課 (086)426-3395	県内での引越は、被保険者証(資格確認書)等の返却のみ ※県外へ引越す方は手続きが必要
	介護保険	11番 (1階)	介護保険課 (086)426-3343	介護認定がない方は、被保険者証等の返却のみ ※介護認定を受けている方(申請中含む)は手続きが必要
学校	小中学校の転校	(学校)	学事課【9階】 (086)426-3825	【転校前の学校で】 在学証明書と教科書給与証明書を取得
子ども	保育園・幼稚園・認定こども園	(園)	保育・幼稚園課 (086)426-3311	【利用している施設(園)で】 退所(園)届を提出
	児童手当	14番 (1階)	子育て支援課 (086)426-3314	手続きが必要
	児童扶養手当	14番 (1階)	子育て支援課 (086)426-3314	手続きが必要
	子ども医療 ひとり親家庭等医療	9番 (1階)	医療給付課 (086)426-3395	手続き、受給者証の返却(転出後は使用不可) 手続き、受給証の返却(転出後は使用不可)
障がい	重度心身障がい者医療	9番 (1階)	医療給付課 (086)426-3395	手続き、受給証の返却(転出後は使用不可)
原付	原動機付自転車	4番 (2階)	税制課 (086)426-3175	プレートの変更手続き
水道	水道の使用中止	水道局 (1階)	水道料金本庁窓口 (086)426-3661	【使用中止日の3日前までに】 中止と料金精算の手続き ※手続きは、水道局公式アプリ → または、電話、窓口、ホームページで



(必要な書類等、くわしくは各担当課にお問い合わせください)

わからないことは・・・

◆電話◆「倉敷市コールセンター」086-426-3030 毎日8時～21時

◆市HP◆「倉敷市引越しポータルサイト」

<https://www.city.kurashiki.okayama.jp/hikkoshi/>



● 返却のみで、手続きは不要なもの [市外への転出]

・ 印鑑登録	市民課 窓口係 (086)426-3265	印鑑登録証(カード)返却のみ ※転出(予定)日で自動廃止
--------	--------------------------	---------------------------------

● 倉敷市での手続きは不要なもの [市外への転出]

・ マイナンバーカード (住民基本台帳カード)	市民課 (086)426-3265	倉敷市での手続きは不要
・ 特別児童扶養手当	子育て支援課 (086)426-3314	
・ 小児慢性特定疾病医療受給者証	【保健所】保健課 (086)434-9812	
・ 精神障がい者保健福祉手帳	【保健所】保健課 (086)434-9823	
・ 自立支援医療(精神通院)	【保健所】保健課 (086)434-9823	
・ 母子健康手帳/ 妊産婦・乳児の健康診査	【保健所】健康づくり課 (086)434-9820	倉敷市での手続きは不要 ※転出後、倉敷市の受診票は使用できません 転出先自治体へ持参して手続きが必要
・ 身体障がい者手帳	障がい福祉課 (086)426-3305	倉敷市での手続きは不要
・ 療育手帳		
・ 障がい福祉サービス		

◆ 新しい住所地での手続きに必ず必要なもの

- (1) 転出証明書(マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用して転出届をされた方は、カード)
- (2) 本人確認書類(運転免許証、健康保険証等)
- (3) マイナンバーカード(個人番号カード)・住基カード(転入される方全員のもの)

※新しい住所に住み始めた日から**14日以内**に、転入先の市町村役場で転入手続きを行ってください。

※必要な手続きや書類等は、新しい住所地でご確認ください。